

京都市告示第345号

京都市健康増進センター条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、同センター健康度測定室の開所時間について、次のとおり定めます。

平成29年9月19日

京都市長 門川 大作

[健康度測定室（運動負荷試験を実施する場合を除く）]

火曜日 午前9時から正午まで

木曜日 午前9時から正午まで

第一・第三土曜日 午前9時から正午まで

[健康度測定室（運動負荷試験を実施する場合）]

土曜日 午後2時から午後4時まで

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）